平成 30 年度

長泉町教育委員会
自己点検・評価報告書

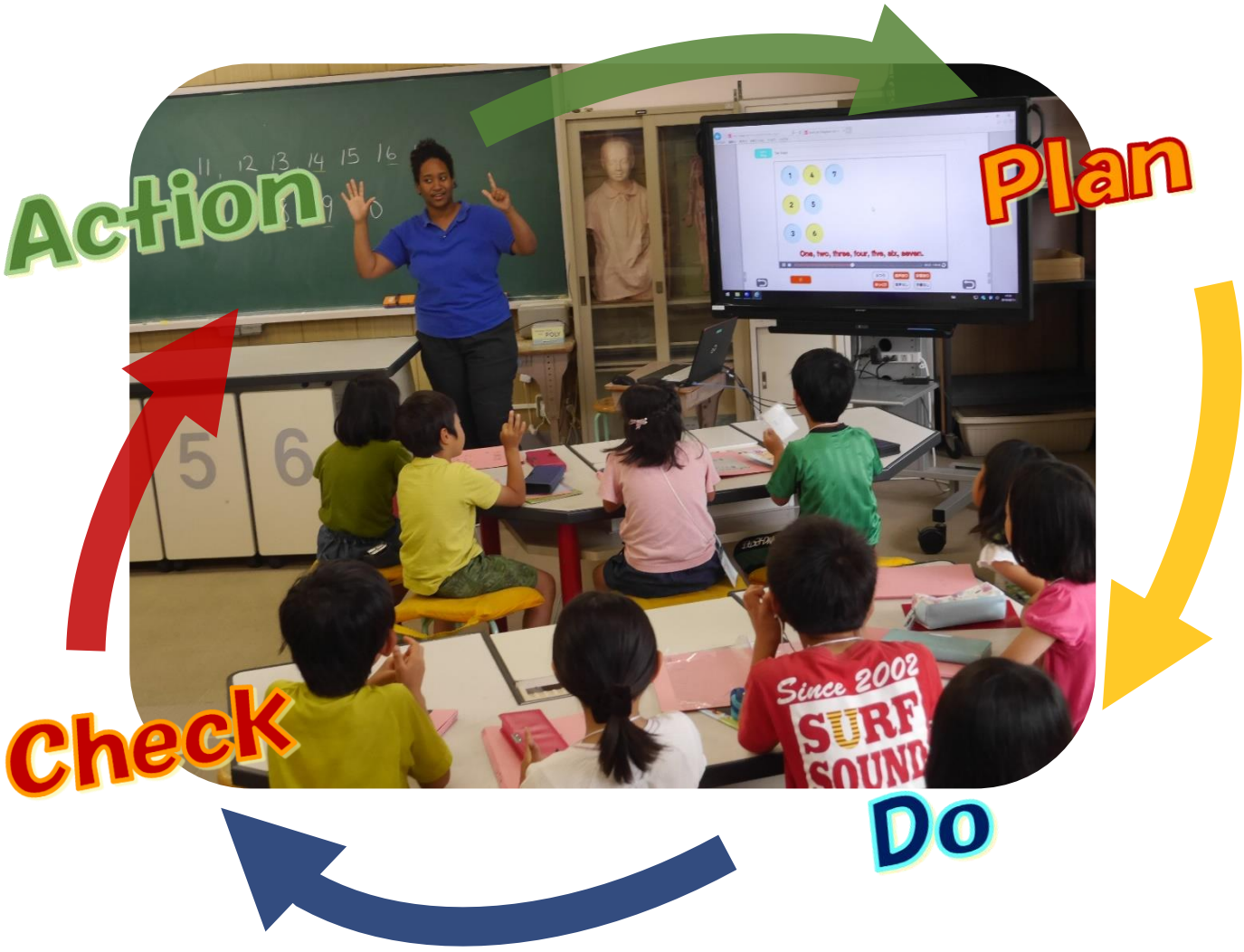

令和元年９月

長泉町教育委員会

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（設　置）

第２条　都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第21条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（組　織）

第３条　教育委員会は、教育長及び４人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び５人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び２人以上の委員をもって組織することができる。

（教育委員会の職務権限）

第21条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

⑴　教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

⑵　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

⑶　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

⑷　学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

⑸　教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

⑹　教科書その他の教材の取扱いに関すること。

⑺　校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

⑻　校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。

⑼　校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

⑽　教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

⑾　学校給食に関すること。

⑿　青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

⒀　スポーツに関すること。

⒁　文化財の保護に関すること。

⒂　ユネスコ活動に関すること。

⒃　教育に関する法人に関すること。

⒄　教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

⒅　所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

⒆　前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

はじめに

平成30年度は、長泉町教育大綱の目標に掲げている「夢や目標の実現に向けて『志を抱く人』づくり」の実現のため、活動を進めてまいりました。

今回の評価も、長泉町教育委員会事務の管理及び執行状況について行いました。評価を重ねていく中で、点検や評価内容を見直し、町民の皆様がより理解しやすい内容になるようにしております。

前年度の評価で高い項目はその状態を維持しつつ、達成度を高めることができる項目の改善に努めてきましたが、達成度を高められなかった項目について、今後の課題として引き続き改善に取り組んでいきます。

今後も、新たな取り組みの模索、各種事業の見直しや自らの活動を点検評価することで、活動をより充実させていきたいと考えております。

目まぐるしく変化する社会情勢の中で、長泉町は、学習指導要領改訂の趣旨を十分に理解し的確に捉えた上で、様々な教育施策を積極的に行い、この評価を通じていただきましたご意見、ご提言を今後の教育行政に反映させ、更なる飛躍を図ってまいります。

最後に、本報告書の作成にあたり、昨年に引き続き、三浦靖幸様には御多用中にもかかわらず、豊富な知識と見識に基づく、貴重なご意見をいただきましたことに深く感謝申し上げます。今後とも、より一層の御支援と忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年９月

長泉町教育委員会

教育長　石井　宣明

目　　　次

1　教育委員会の点検・評価制度について　…………………………　1

⑴　経緯

⑵　目的

⑶　対象事業の考え方

⑷　点検・評価結果の構成

⑸　学識経験者の知見の活用

⑹　公表

⑺　点検・評価の経過

2　平成30年度長泉町教育委員会グランドデザイン　……………………　4

3　平成30年度長泉町教育委員会の自己点検・評価シート　……………　5

4　学識経験者による意見　…………………………………………　11

参考　長泉町教育委員会組織　…………………………………　17

１　教育委員会の点検・評価制度について

⑴　経緯

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年３月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年６月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号。以下「法」という。）が改正され、平成20年４月１日から施行されました。

法の改正目的の一つとして、「教育委員会の責任体制の明確化」があげられており、同法第26条の規定により、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うことが義務付けられました。

⑵　目的

教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条の５の規定による執行機関として、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当するもので、全ての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会です。

その役割は、専門的な行政官で構成される事務局を様々な属性を持った複数の委員による合議により、指揮監督（レイマンコントロール[注1]）し、中立的な意思・決定を行うものとされています。

今回の自己点検・評価は、法第26条の規定に基づき、教育委員会が教育長以下の事務局を含む広い意味での教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としています。

注１：レイマンとは、単なる「素人」ではなく、一般的な学識、経験が豊かであり、人格が高潔な人であるが、「教育の」専門家ではないという意味で用いられるもので、教育委員会では、教育行政や学校運営が、教員など「教育の」専門家だけの判断で偏ることがないように、レイマンである委員を通じて、広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度です。

⑶　対象事業の考え方

自己点検・評価は、前年度における教育委員会の主要な施策とし、対象範囲は、学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関することなど、法第21条でうたう「教育委員会の職務権限」として規定されている事務をはじめ、町長の補助執行として行っている事務を含む当教育委員会が所管する全ての事務とします。

ただし、スポーツに関する事務については、長泉町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定により、平成25年度から町長部局が執行しているため、評価対象から除外しています。

⑷ 点検・評価結果の構成

点検・評価結果については、「長泉町教育委員会の自己点検・評価シート」により、事業内容及び事業体系を３つの大項目に区分し、大項目の下に中項目、小項目を配しています。

大項目１	教育委員会の活動

教育委員会という組織の自らの行動、すなわち教育委員会が自ら行う行為を活動の中心に６つの中項目に分け、点検事項として小項目を設けました。

この大項目内については、「評価」というより「点検」といった性格が強く、実施年度における行為活動の点検を行うものです。

大項目２	教育委員会が管理・執行する事務

法及び教育長に対する事務委任規則（昭和31年長泉町教育委員会規則第２号）の定めるところにより、教育委員会の権限のうち教育長に委任せずに教育委員会が合議によって定め、実施する事項について教育委員会が自ら管理・執行する事務として区分し、12の中項目に分けて構成しました。

この大項目内の各項目については、各事業実施年度において、教育委員会が計画し実施する性質のものではなく、事象が発生したときに法律等により実施義務が生じるものであり、大項目１と同様に「点検」の性格が強く、実施年度における事象の発生状況とその事象への対応状況の点検を行うものです。

その結果、「平成30年度は、該当する案件がなかった」という表現の点検結果となる項目が生じると同時に、これらの項目については、実現度・重要度の視覚的表現部については適正な表示ができないことから空欄としました。

大項目３	教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育委員会の職務及び事業から上述した大項目１、２を除いた部分について、管理・執行を教育長に委任して行う事務としてまとめることとしましたが、この部分については、町全体で既に取り組んでいる事務事業評価の考え方を踏まえ、教育方針に掲げた主要施策６項目を基本方針とし、基本方針に基づく施策ごとに点検及び評価を行いました。

⑸ 学識経験者の知見の活用

法第26条第２項の規定による学識経験を有する者による知見の活用については、教育委員会事務局が行った自己点検・評価の結果について、広い観点からの意見を求めるものとし、学校教育・社会教育の両面にわたって携わっている、識見の高い方から個別にご意見をお聴きしました。

様々なご意見、ご助言をいただいた学識経験者の方のお名前は、次のとおりです。

（敬称略）

氏　名	所　　属　　等
三浦　靖幸	元静岡県教育委員会社会教育課長

⑹ 公表

自己点検・評価結果の公表については、法第26条においてその結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないものとされており、町教育委員会の承認を経て議会に報告します。

また、自己点検・評価にあたりホームページの活用が今後の課題とされていることから、結果についてホームページでも公表します。

⑺ 点検・評価の経過

年　月	会議等	内　容
令和元年５月	各課・所等へ点検・評価依頼	
令和元年７月	定例教育委員会	点検・評価結果審議
令和元年８月	学識経験者へ平成30年度の取り組み説明	
	定例教育委員会	点検・評価結果承認
令和元年９月	町議会に報告書を配布	
	町ホームページで結果を公表	

2 平成 30 年度長泉町教育委員会ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾃﾞｻﾞｲﾝ

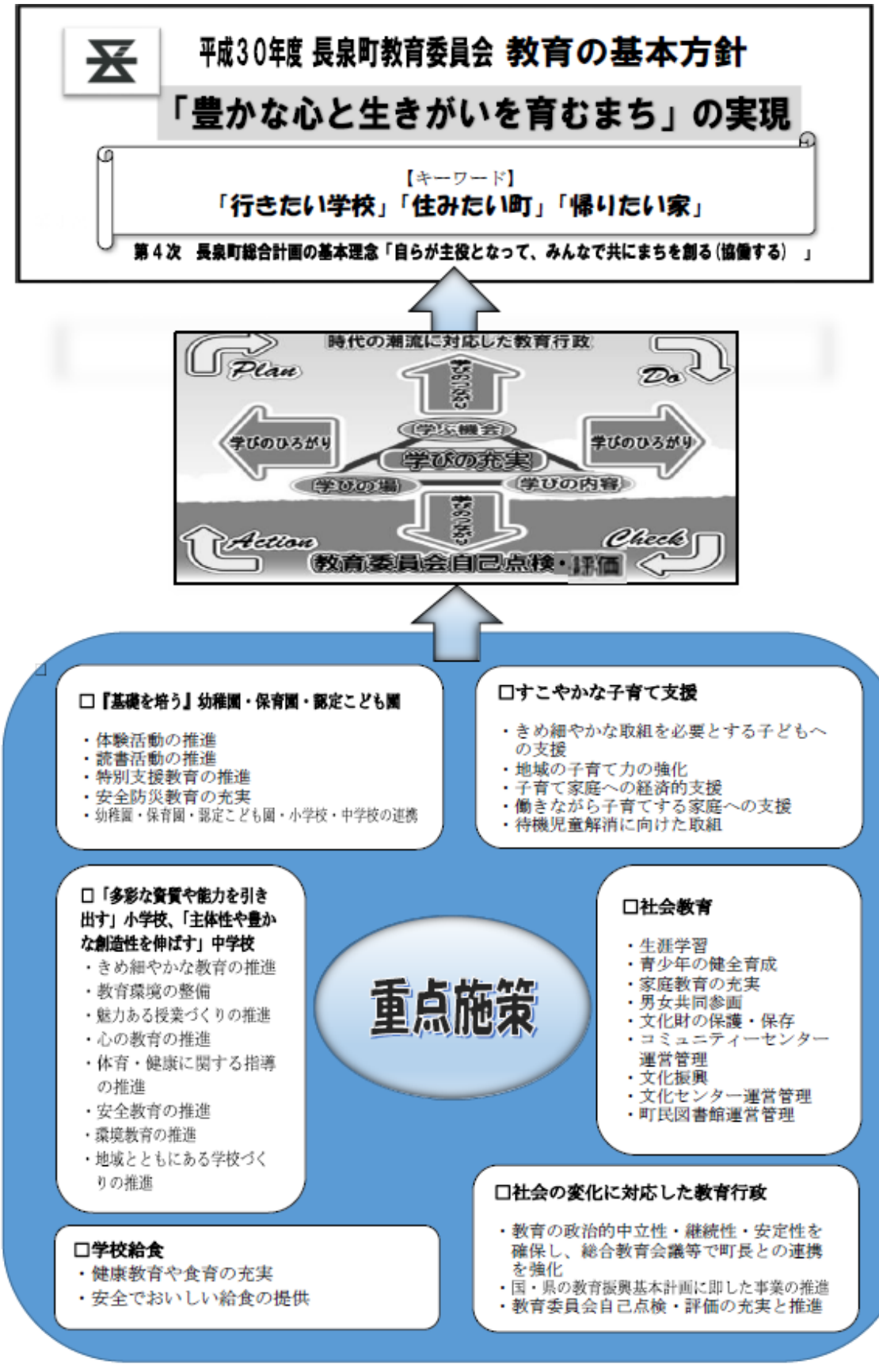

3 平成 30 年度長泉町教育委員会の自己点検・評価ｼｰﾄ

平成30年度 長泉町教育委員会の 自己点検・評価シート			◎３段階評価とし、以下の達成状況により評価しています。 ○実現度A：達成またはほぼ達成している（概ね80%以上） 実現度B：概ね達成している（40%～80%未満） 実現度C：達成していない（概ね40%未満） ○重要度も上記に準じて評価し、該当するマスを塗りつぶしています。	
大項目	中項目	小項目	点検・評価	
1 教育委員会の活動	(1) 教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	実現度↑ →重要度	教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定する機関であり、平成30年度は、定例会を毎月１回開催した。 この中で、発言数は前年度に比べて減少したが、委員会内では、より深い議論がなされ、教育行政の牽引的な役割を担っている。
		②教育委員会会議の □運営上の工夫	実現度↑ →重要度	限られた時間の中で教育行政全般について審議をしていく必要があり、円滑な議事進行に配慮することや運営上の工夫が求められる。そこで、議論を深めるため資料の事前配布や全委員が出席できるよう開催日の調整、議案に合わせた会場設定などに配慮をしている。
	(2) 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の □傍聴者の状況	実現度↑ →重要度	開かれた教育委員会のためにも会議の積極的な公開も必要であり、委員会開催日を告示し周知したが、平成30年度は傍聴者がいなかった。
		②議事録等の公開、 □広報・公聴活動の状況	実現度↑ →重要度	開かれた教育委員会のためにも議事録等の積極的な公開や広報活動も必要であり、議事録の閲覧(公開請求)制度を設けているが利用が無いため、会議の概要を町ホームページ上で公表し、教育委員会の活動・役割を理解してもらうよう取り組んでいる。
	(3) 教育委員会と事務局との連携	教育委員会と事務局との連携	実現度↑ →重要度	教育行政を推進する上で教育委員会と事務局との連携は必要であり、定例会前に教育長との打合せを行うことで、連携強化に努めている。
	(4) 教育委員会と町長部局との連携	教育委員会と町長部局との連携	実現度↑ →重要度	教育委員会は首長から独立した行政機関であるが、教育行政を推進する上で町長部局との連携は必要である。 平成30年度は、教育委員会から新しい施策の提案や予算計上など積極的に町長部局との連携を図り教育施策の推進を図った。条例制定・改廃２件、要綱・要領の制定・改廃５件について遅滞なく処理した。
	(5) 教育委員の自己研鑽	研修会への参加状況	実現度↑ →重要度	教育行政が抱える課題に対し、教育委員一人ひとりが中立的な意思・決定を行うために自己研鑽を積む意義は大きなものがあり、研修は有益な手段であることから、予算の範囲内で計画された研修には全て参加できるように努めてきた。
	(6) 幼・保・こ・小・中学校及び教育施設に対する支援や環境整備	①幼・保・こ・小・中学校訪問	実現度↑ →重要度	教育の充実を図る中で幼・保・こ・小・中学校の現場を知るための訪問は必要性が高いものがあり、入学式、卒業式、運動会などの園・学校行事の他、静東教育事務所地域支援隊による指導訪問や、長泉町教育委員会指定校研究発表会の機会を活用し訪問した。
		②所管施設の訪問	実現度↑ →重要度	上記以外の所管施設は、成人を対象とした活動拠点であり、生涯学習を推進する中で施設のあり方を考えていくことが必要となることから、各施設の活動内容を把握するための手段として施設訪問は重要となる。コミュニティながいずみ、給食センターを会場に教育委員会を開催し、訪問した。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(1) 学校教育及び社会教育に関する一般方針を定めること			教育行政を推進するにあたり、目指すべき方向を示す教育方針を策定していくことは、教育委員会としての責務であり、新年度の前に教育委員会の主要施策と教育方針を教育委員会に諮り決定している。
	(2) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと			教育委員会は、首長から独立した行政機関であり、教育委員会としての規則の制定・改廃は重要事項となる。 平成30年度は、規則制定0件、改廃3件、要綱・規程等の新設1件、改廃1件について、いずれも遅滞なく処理をすることができた。条例の制定、改廃はなかった。
	(3) 教育委員会に所管する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること			教育委員会が所管する施設を含む公の施設については設置条例を設けることとされており、制定、改廃などは重要事項となる。
	(4) 町職員の任免を行うこと			児童福祉・教育行政推進のためには人材の確保が必要であり、きめ細かな取り組みをしていくためにも多くの支援員等を教育委員会独自で採用している。 平成30年度は、学校事務、学校用務員、小・中学校支援員、学校図書館補助司書、保育士、教諭等の職種で160名の職員を採用した。
	(5) 県費負担教職員の任免その他の人事について内申すること			教育の主役である子どもを教える教職員の任免その他の人事に関することは教育委員会として重要事項であり、平成30年度は、上位機関である県教育委員会に対し97件の内申をしてきたが、いずれも遅滞なく行うことで、適切な人事管理をすることができた。
	(6) 県費負担教職員の服務の監督に関すること			教育の主役である子どもを教える教職員の服務の監督に関することは教育委員会として重要事項であり、年度当初に各学校長より教職員へ服務についての指導を行っている。 また静東教育事務所の人事担当参事による人事管理訪問の際にも指導を受ける機会を設けている。
	(7) 学校教育及び社会教育に関する各種の委員等の任命及び委嘱をすること			学校教育及び社会教育の推進役となる各種委員の任命委嘱などの人事に関することは教育委員会として重要事項であり、平成30年度は、欠員も生じることなく102名の委員を遅滞なく委嘱した。
	(8) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること			首長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育に関する議決事項について教育委員会の意見を聴くこととされており、平成30年度は、補正予算を4回、条例改正等の議決が必要となる議案3件を遅滞なく教育委員会に上程し、その後に議会において原案どおり可決することができた。
	(9) 教科用図書の採択を行うこと			平成30年度は、中学校の道徳の教科用図書の採択が行われた。駿東沼津地区教科用図書採択連絡協議会と連携を密にして対応した。 【次回採択年度】 ・小学校　令和元年度 ・中学校　令和２年度
	(10) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること			学校教育の担い手である教職員に対する研修の機会を確保していくことは、教育委員会の役割として重要なものがあり、教育関係者に対し町教育委員会主催で各種研修を実施することで職員の資質向上に努めた。 ・初任研：５回５人参加　・２年研：２回７人 ・10年研：２回７人参加 ・特別支援教育研修会(事例研究)：６回

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(1) 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること			新たに自治会となった「シャリエ中士狩」と自治会として加え、また自治会活動を終了した「東邦自治会」を削除した。
	(2) 指定文化財を指定し、又は解除すること			平成30年度は、該当する案件がなかった。

大項目	基本方針	施策	点検・評価 （詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する）	
3　教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1) 『基礎を培う』幼稚園・保育園・認定こども園 『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』及び『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の徹底を図り、一人一人の個性を尊重し、よさが生きる教育・保育を目指します。	①体験活動の推進 ～協同する体験、規範意識の芽生えの育成/野菜栽培体験、食育活動の充実、地域との交流、親子で一緒に楽しめる体験活動の推進～	実現度↑ →重要度	幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂を受け、園児の発達年齢に応じた体験活動は、好奇心や探究心を養うとともに、規範意識の芽生えを培う場として重要である。各園で野菜の栽培、保育の中での体験活動や行事への親子参加など、各園で工夫した取り組みを行っている。
		②読書活動の推進 ～絵本・紙芝居・童話等の読み聞かせの充実/家庭での読み聞かせの推進と実践を促進～	実現度↑ →重要度	読書活動を通じ豊かな感性を養うとともに、伝える喜びや文字に対する興味や関心を持つ機会を身につける場として幼児期の読書活動は必要不可欠なものである。各園での取り組みを大切にするとともに家庭との連携にも力を入れた取り組みを行っている。
		③特別支援教育の推進 ～教育相談活動・園内研修の充実、個に応じたきめ細かい指導、就学に向けた支援、保護者との緊密な連携と交流～	実現度↑ →重要度	障がいを有する子どもへの関わりは、幼児期から一貫した支援が必要であり、保護者との信頼関係の上に成り立つものであることから、特別支援教育専門員を中心に支援に直接携わる支援員と連携し支援方策を検討するとともに、家庭での支援を推進することで、就学に向けた円滑な取り組みを進めている。
		④安全防災教育の充実 ～不審者対応訓練・避難訓練、交通安全教育等の充実～	実現度↑ →重要度	子どもの安全は、万人の願いであり、安全、安心な社会の構築に向けた取り組みとして園だけでなく、地域や家庭と連携した取り組みが求められ、同時に子どもたちが危険を回避できる力を身につけることも必要であることから、発達年齢に応じた安全・防災教育の推進に努めている。
		⑤幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校の連携 ～就学前児童の学校体験/交流研修の充実、地域の人材を活用できる計画の立案/幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校の行事等の積極的交流～	実現度↑ →重要度	子育て施策を担う幼保この役割を踏まえた中で、職員一人ひとりが幼保こにおける園生活について理解を深めることが、「小学校との円滑な接続」の推進力になるとともに、行事等を通じた幼保こ・小の交流が小学校に入学してからの児童の落ち着いた学校生活、保護者の安心感に繋がっている。また、幼保こ・小交流連絡会を開催し、情報交換を積極的に行っていく必要がある。
	(2) 『多彩な資質や能力を引き出す』小学校、『主体性や豊かな創造性を伸ばす』中学校 地域の信頼にこたえる夢を育む学校づくりを目指します。	①きめ細かな教育の推進、教育環境の整備 ～教職員研修の充実/特別支援教育、特別支援学級の支援の充実/通級指導教室の充実/小学校１・２年生支援事業及び少人数指導事業の実施/多様な人材を活用した学習支援～	実現度↑ →重要度	義務教育期は、今後の社会生活を送る中で必要となる基本的な知識・技能を身に付ける場であり、個に応じたきめ細かな教育の推進は必要不可欠なものである。そこで、新学習指導要領の実施に伴い、子どもや保護者の期待に応えるためにも教員一人ひとりが「力のある先生＝頼もしい先生」になるよう育成している。信頼できる学校運営に努めている。北小学校通級指導教室では、児童20名の支援を行った。
		②魅力ある授業づくりの推進 ～新学習指導要領の趣旨を踏まえた研修の充実/学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」や主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点/学習指導要領の目標や内容を的確に押さえた確かな学力を検証するための調査の実施と授業の充実/主体的に学ぶ学習習慣の確立、基礎学力の定着、活用力の育成/すべての教科の指導を通して、正しい言葉遣いを身に付け、自らの考えを言語表現する言語活動の充実/体験的・問題解決的な学習、知識・技能を活用する学習の推進/授業力向上に向けた教職員研修の充実/ 子ども同士の関わり合いを大切にした授業づくりの推進/国際理解、英語教育・外国語活動の充実(ALTの全校配置と有効活用)/小学校１・２年生の書道授業の実施/キャリア教育の推進による望ましい勤労観、高い志をもつ職業観の育成/理科支援事業の実施/ＩＣＴ教育の推進(電子黒板・タブレット等の活用) /教員の多忙化解消対策（教員事務補助員の配置）～	実現度↑ →重要度	学びの土台となる基礎・基本の定着を図るとともに、自ら学び自ら考える力を育むため、魅力ある授業づくりの一環として、体験的な学習活動の機会を増やし、児童生徒の興味・関心を引き出す学習の工夫に努めている。また、書道教育特区の取り組みを書道科として引き継ぐことで、学習環境の整備にも力を注いでいる。
		③心の教育の推進 ～道徳的実践力を高め、良好感情を育成する人権教育の推進/豊かな心を育てる読書指導、学校図書館の活用と特色化/不登校・いじめの早期発見及び早期対応のための相談体制の充実/いじめ防止のための基本方針と組織の活用/心の教室相談事業（町）の充実/スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーなど専門的な活用/ボランティア活動、自然や文化等の体験活動への積極的な参加/「富士山の日」の取組～	実現度↑ →重要度	人間関係の希薄化が危惧される中で、情操教育や不登校いじめなど将来に禍根を残さない対応も必要であり、これらに対応するため町単独で心の教室相談員を中学校に配置し、生徒の相談や心理面での支援を行なっている。また学校図書館補助司書を配置し、豊かな心を育てる教育にも努めている。
		④体育・健康に関する指導の推進 ～健康教育の充実/基礎体力の向上を目的とした体力づくり運動やスポーツ活動の推進/食育の推進（栄養教諭を活用した栄養指導の充実）/健康の保持増進(長泉町養護教員の配置) ～	実現度↑ →重要度	学齢期の児童・生徒にとって、健全な心身の発達のための学校保健は重要なものであり、各校養護教諭を中心とし児童・生徒への指導等は重要なものである。また、その他社会問題化する薬物乱用に対する教育の必要性は高いものがある。検診結果の事後フォローや保健室の有効活用を図っている。
		⑤安全教育の推進 ～子どもが危険から自分を守るための教育の充実/防災訓練の充実/スクールガードボランティアとの連携/緊急メールの活用/地域・PTAとの連携強化～	実現度↑ →重要度	子どもの安全は、万人の願いであり、安全、安心な社会の構築に向けた取組みとして学校だけでなく、地域や家庭と連携した取組みが求められ、同時に子どもたちが危険を回避できる力を身につけることも必要なことから、発達年齢に応じた安全・防災教育の推進に努めている。

大項目	基本方針	施策	点検・評価 （詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する）	
3　教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(2) 『多彩な資質や能力を引き出す』小学校、『主体性や豊かな創造性を伸ばす』中学校 地域の信頼にこたえる夢を育む学校づくりを目指します。	⑥環境教育の推進 ～資源を大切にする教育の推進/エコ活動への取組～	実現度↑ →重要度	環境についての教育、特に資源を大切にすることの教育は、重要度の高い問題である。子どもたちの視点で実現できるエコ活動が大切である。 各学校に桜堤に設置されている小水力発電に関連するリーフレットを配布し、授業の補助資料として活用している。
		⑦「地域とともにある学校づくり」の推進 ～社会に開かれた教育課程の実現/コミュニティ・スクールを視野に入れた学校支援地域本部事業の充実と活用/学校評議員制度及び学校評価の充実と活用/地域への学校開放、外部人材の活用/地域の諸施設・団体等との交流/部活動指導の充実（外部指導者の積極的活用）/学校ホームページの充実～	実現度↑ →重要度	子どもが抱える諸問題の背景や原因には、家庭や地域社会の変化があり、解決していくには、学校現場だけでなく家庭や地域との連携が必要である。そこで、地域に開かれた学校運営を目指し、学校評議員会の開催を始め、保護者や地域への学校評価を実施、公表するなどの取り組みを行っている。
	(3) 学校給食 『食』を通じて『豊かな心を育む』学校給食を目指します。	①健康教育や食育の充実 ～学校給食を通した栄養指導、生涯にわたる食生活の指導/地元生産者とのふれあい給食会を通し、食物の大切さや感謝の心を醸成/給食試食会を通し、学校給食と家庭での食生活の連携～	実現度↑ →重要度	成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のためバランスのとれた栄養豊かな給食の提供により、健康の増進、体位の向上を図るとともに、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけることに努めた。また、地元の農畜産物を給食食材として提供する「長泉の日」を設け、地域の持つ食環境の素晴らしさを知り、郷土愛を育む機会づくりに努めた。
		②安全でおいしい給食の提供 ～衛生管理の徹底/安全で良質な食材の選択/地場産品をより多く活用した「長泉の日」の充実/多様な食品をバランスよく組み合わせた献立の工夫/食物アレルギー対応給食（除去食）の提供～	実現度↑ →重要度	平成27年度から導入した調理・配送・配膳業務の委託化に伴い、業者との連携を図り、業務状況の確認を確実に行った結果、食中毒の集団発生はなかった。 また、食材の放射能測定を定期的に実施し、学校給食の信頼確保に努めた。さらに、食物アレルギーを持つ児童・生徒への対応として、アレルギー食材の除去食の提供を行い、安全でおいしい給食を提供することができた。
	(4) 健やかな子育て支援 子どもが輝き、子育てが楽しい、心触れ合うまちづくりを目指します。	①きめ細やかな取組を必要とする子どもへの支援 ～幼稚園・保育園・認定こども園での支援が必要な園児の受入れの充実と集団保育の推進/放課後児童会における支援が必要な児童の受入れによる生活指導/児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図る要保護児童対策地域協議会の活用～	実現度↑ →重要度	保育士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童会の指導員の適正配置に努めると同時に、各施設が役割を担って子どもへの指導支援に取り組んでいる。また、要保護児童対策連絡協議会により、関係機関との連携を深め、児童虐待防止に努めた。
		②地域の子育て力の強化 ～親子・友達・園児との触れ合い、育児相談、子育てフェスティバルの開催/託児グループの育成や活用、子育て応援グループ（つくしの会）との連携/ファミリー・サポート・センター事業の充実/こども交流センターの充実～	実現度↑ →重要度	保育園、幼稚園、こども園行事としての親子、友達との触れ合いをはじめ、特別支援員による児童相談やファミリー・サポート・センターの運営など、子育て力の強化を推進した。また、子育て支援センターを子育て支援の拠点として、相談等各種事業を展開した。
		③子育て家庭への経済的支援 ～高校生相当年齢までの医療費の完全無料化/多子世帯の経済的負担軽減のため、保育園・認可外保育施設等に通園している第２子の保育料半額、第３子以降の保育料無料化（助成）/幼稚園第２子以降の保育料無料化（助成）～	実現度↑ →重要度	子どもの疾病を早期に発見し、適切な治療を受けさせ疾病の慢性化の予防を促進し、併せて保護者の経済的負担の軽減を図った。 また、町外の認可外保育施設利用者に対する助成を行い、保護者の経済負担の軽減を図った。
		④働きながら子育てする家庭への支援 ～放課後児童会の円滑な運営～	実現度↑ →重要度	放課後に保護者が家庭にいない小学校に在籍する児童を対象に、保護者に代わり生活指導を行い児童の健全な育成を図った。 また、待機児童の減少を図るため、長泉南小学校区に新たに放課後児童会を開設した。
		⑤待機児童解消に向けた取組（保育園・放課後児童会） ～幼稚園のこども園化の検討。官民連携による保育施設の拡充～	実現度↑ →重要度	放課後児童会の待機児童解消を図るため、長泉北小学校区に新たな児童会を1箇所整備した。また、子育てコンシェルジュをバルながいずみに１名配置し、入園を希望する保育園等の情報提供を行った。
	(5) 社会教育 住民一人一人が生涯学習に参画し、豊かでゆとりの満ちあふれたまちづくりを目指します。	①生涯学習 ～第２次生涯学習推進計画（後期計画）の推進/生涯学習情報の提供、生涯学習だより・家庭教育だよりの発行/住民ニーズに応えた学習機会の提供、長泉わくわく塾、くすのき学級、ふれあい出前講座、地域づくり活動事業の推進/地域の教育力向上、学校・家庭・地域が連携した教育支援活動促進事業（放課後こども教室、学校支援地域本部）の充実、通学合宿事業（わんぱく通学合宿）の推進/生涯学習の充実のための人材活用、人材リスト「いちばん星みつけた」の更新、地域人材の発掘・活用～	実現度↑ →重要度	心豊かで生きがいのある生活を目指した生涯学習社会形成のため、学習機会の提供と学習指導者の活用を推進し、地域に対し学習成果の還元を図った。「長泉わくわく塾」は発足から16年が経過し、講座数、受講者数共に増加し、他サークル団体の活動を圧迫する要因となっており、会場等の調整も困難となっている。このため、本来の目的である「生涯学習活動のきっかけづくり」を主旨としているという原点に立ち返り、運営委員会で検討を重ねた。
		②青少年の健全育成 ～家庭・学校・地域が連携した青少年健全育成事業の充実と育成団体の活動支援、子ども会・青少年団体への支援、少年の主張大会・青少年問題協議会の開催/青年講座（松崎町・西伊豆町体験ツアー）の実施/成人式の充実/子どもの居場所づくりの推進/放課後こども教室（のびのびスマイル）（再掲）、通学合宿事業（わんぱく通学合宿）（再掲）、少年少女サークル（はばたけサークル）、子ども体験講座の実施/科学体験教室の実施/青少年相談事業（ひとり相談室）の充実/補導活動の充実を図るとともに、非行防止意識の普及・啓発・体制の確立、青少年補導員協議会の充実・青少年を守る店・家の登録制度の啓発・声掛け運動の推進～	実現度↑ →重要度	青少年の健全育成に向けた取り組みとして補導員による巡回や、県で推進する声掛け運動を推奨している。 いじめ、不登校、子育ての問題など、青少年や保護者の相談に応じ、助言、支援を行っている。また、電話相談、面接相談を行い、相談解決のために関係機関との連携を図っている。
		③家庭教育の充実 ～「長泉町家庭教育の日」の推進・啓発/家庭教育支援員を活用した家庭教育学級の充実/託児スタッフ養成講座の実施/子育て学習講座の実施/基本的生活習慣の啓発～	実現度↑ →重要度	家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、自立心を身につけられるよう、社会全体で家庭教育の充実に取り組んでいくための周知を図っている。

大項目	基本方針	施策	点検・評価 （詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する）	
3　教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(5) 社会教育 住民一人ひとりが生涯学習に参画し、豊かでゆとりの満ちあふれたまちづくりを目指します。	④男女共同参画 ～第2次男女共同参画プラン（後期計画）の推進/男女共同参画啓発講演会「つどい長泉」の開催/男女共同参画指導者研修補助/情報紙「咲くっと」の発行/男（ひと）と女（ひと）のチャレンジらいふ講座、ながいずみセミナー、地域セミナーの充実と活用～	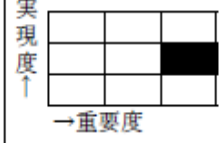	第２次男女共同参画プランに基づき、誰もが個性を活かし能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け男女の意識改革を行うことは、男女共同参画社会の形成による地域社会の発展には必要であり、各種取り組みを進めているが、まだまだ意識改革が必要な状況にある。
		⑤文化財の保護、保存 ～展示館を拠点とした文化財の保存復元及び展示の充実に努めるとともに、体験学習の拡大を図り文化財に親しみやすい環境整備の実施/常設展示と企画展の開催/体験講座の開催と充実/文化財保護審議会の開催/町指定文化財維持管理補助事業、町指定文化財等の説明看板設置事業（設標）、文化財収録事業（写真・古文書等の収録）の実施～	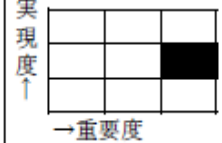	新たに町民となる人々や、長泉で育った方に、町の歴史、文化財を知っていただくことは、明日の町づくりを考える上で重要なことである。 それら情報の発信拠点としての文化財展示館を身近に感じていただくために、企画展や常設展、体験講座などを行っている。
		⑥コミュニティセンター運営管理 ～発表・鑑賞の場としての文化芸術活動の推進/計画的な設備改修と、利用しやすい環境整備～		コミュニティセンターは、町主催事業や各種団体の会議及び研修会、講演会、文化的な活動・発表会などに利用されており、住民の生涯学習及び文化振興の拠点施設となっている。
		⑦文化振興 ～文化センターを拠点とした町の芸術・文化の向上・発展/質の高い芸術文化を鑑賞する機会と発表の場を提供、文化祭事業・美術展事業の充実、郷土芸能保存団体の活動支援～		芸術・文化に親しむ機会を提供することは町民の学習意欲、文化の向上をする上で重要なことである。町民の参画意識をかきたてる契機となるため、興味ある事業を展開できるよう企画した。
		⑧文化センター運営管理 ～指定管理者による効率的な管理と利用者サービスの向上～	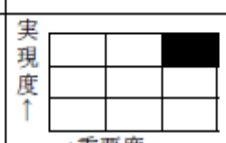	文化センターにおいては、質の高い芸術文化を鑑賞する場として、多くの町民に親しまれている。 文化芸術の発信拠点等としての貸館業務をはじめ、指定管理者による自主事業は、町民をはじめ多くの来場者があり、文化芸術に触れる好機となった。
		⑨町民図書館運営管理 ～「人づくり」に応える情報拠点として資料の充実を図り、親しみやすい図書館、役立つ図書館、魅力ある図書館となる施策の推進/図書館の効率的な管理・運営と読書の推進、一般図書の購入・図書館講座の充実、県内公立図書館・大学図書館との図書の相互貸借、利用者の調査・研究・調べ学習の支援（レファレンスサービス）の充実/図書館システムの活用による事務の効率的化及び住民サービスの向上/子ども読書活動の充実、第３次子ども読書活動推進計画の推進、児童図書の購入、講座・講演会・子ども読書感想文コンクール・おはなし会・読書フェアの開催/幼稚園・保育園・認定こども園・こども交流センター・放課後児童会・小中学校・地域文庫等への団体貸し出し及び活動支援の充実～	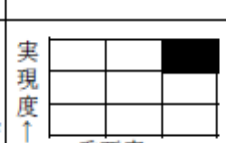	図書館は生涯学習活動の一翼を担う機関で、知的好奇心を探求する読書活動や情報拠点として位置づけられている。新たな資料の購入により、利用は拡大しており、特に子どもの読書活動推進に力を注ぎ、ボランティアを含めたさまざまな取組み等により児童書の利用が活発である。
	(6) 社会の変化に対応した教育行政 変化する社会情勢を的確に捉え、時代の潮流に対応した教育行政を推進します。	①教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保し、総合教育会議等で町長との連携を強化	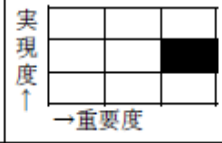	平成30年度は、長泉町総合教育会議を２回開催し、長泉町教育大綱に基づいて、学校教育の質的向上と充実、幼保小中の効果的な連携などについて協議し、町長との連携を強化した。
		②国・県の教育振興基本計画に則した事業の推進 ～「有徳の人」づくりアクションプランに基づいた教育の推進/第４次長泉町総合計画による教育行政の推進～	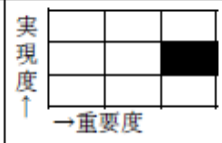	平成30年３月に発表された静岡県教育振興基本計画を上位目標に、教育方針を連動させ長泉町教育委員会として取り組んだ。各学校は、有徳の人の育成をめざし、「自立した人」「関わり合う人」「行動する人」の育成を目指して、家庭や地域と連携して教育活動を展開した。
		③教育委員会自己点検・評価の充実と推進 ～前年度の評価結果を踏まえた新たな取組の推進/教育委員・事務局の研修の充実/情報発信の充実（ホームページ等）～	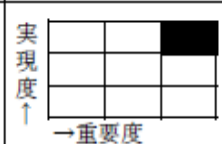	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況を自己点検・評価として公表するもので、評価結果を踏まえ、町ホームページの活用、議事録（概要）の公表などに取り組んでおり、今後の点検・評価の充実と推進に努めている。

４　学識経験者による意見

■　全体的考察

平成30年度の教育方針に則り、適切に点検項目が設定されて自己点検・評価をされている。多くの項目において重要度を「A」として、その重要性を真摯に受け止め、実現度もその多くが「A」となっており、その実現に向けた努力がうかがえる。

一方で、実現度が「B」以下となっている項目もいくつか見られた。手法の工夫などで実現度を引き上げられる項目もあるので、今まで以上に努力をしてほしい。また、新たな取組に関しては、常に検証・検討を行い改善してほしい。

■大項目１　教育委員会の活動

(1)教育委員会の会議の運営改善　について

発言数は、会議の深まりや新たな課題発見につながる要素の一つではある。しかし、発言数が減ってはいるが活発な議論がされておりよい傾向である。色々な角度から質の高い議論がなされることが重要と思われる。資料の事前配布や開催日調整及び議案に合わせた会場設定などきめ細かな配慮をして引き続き活発な議論の場となるような環境づくりに努めてほしい。

(2)教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信　について

この４年間、教育委員会会議の傍聴者はいない。これは、町民が教育施策にある程度満足していることの現われともとれるが、教育に関心のある人が多いなか、教育の効果が評価として表しにくいことから足が遠のいている可能性もある。さらに緊張感をもって取り組んでもらいたい。広く町民に教育委員会会議の内容を知ってもらうために、告知方法等を工夫し、傍聴者が増えることを期待したい。

また、ホームページでの会議概要の公表は、委員会の活動や役割を町民に理解してもらう上では有効であることから、現状と同様に、会議の論点を十分に整理し、適切な時期での公表を続けてもらいたい。また、ホームページ上に掲載している内容を町民が目を通しているかどうかを確認することも必要である。

(3)教育委員会と事務局の連携　について

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の成果、また、問題点や改善策の報告を受け、定例教育委員会で審議していくことが重要である。連携で大事なことは、事務局が教育委員にどれだけの施策の実施状況・課題等を理解させることができるかどうかにかかっている。互いに深く意見交換ができれば、事務局から出された改善策がさらに良いものに生まれ変わる。そのためには、対等にものを言い合える関係を作ることが大事である。

そのような中で、定例会前の事前打合せを毎回行っていることは評価できる。今後も引き続き、事務局内で審議内容を充分に検討し、連携を図っていただきたい。

(4)教育委員会と町長部局との連携　について

昨年と同様、町長部局の議案を遅滞なく処理できていることから、今回の評価は適当である。今後も、町長部局との情報共有に努め、適切な時期に議案が提案できるよう心がけてほし

い。
　また、地方創生問題や社会の変化に対応すべき課題等は町長部局との連携をさけることはできない。今後、十分検討する必要がでてくると思われる。

(5)教育委員の自己研鑽　について
　教育長・教育委員を対象とした各種研修の重要性を認識し、積極的に参加できていることは評価できる。予算を有効に活用し、事務局から県内外の先進的研修情報を提供し積極的に研修会や会合等に参加されるとともに、自己研修できる環境を整えてほしい。
　また、近隣にも参考にすべき事例が多くあるので研究の機会を設けてもらいたい。

(6)幼・保・こ・小・中学校及び教育施設に対する支援や環境整備　について
　学校現場を知る意味で、委員が学校に訪問して、実情を把握することは大変意義深いことである。そのような中で、訪問の重要度を高く捉え、各種行事や学校訪問への参加などを行っていることは評価できる。今後は、教育委員会主体の訪問を更に活発にし、日常の学校生活の様子や児童生徒・教師が頑張っている姿、現場が抱えている問題などを、生の現場から感じ取ることを期待したい。
　また、所管施設の訪問については、前年から、給食センター、コミュニティながいずみを入れるなどは評価できる。

■大項目２　教育委員会が管理・執行する事務
(1)学校教育及び社会教育に関する一般方針を定めること　について
　「平成30年度　長泉の教育」には町の教育方針が明確に示されていると共に、重点施策が簡潔かつ具体的に示されている。これらの内容は学校や社会の現状を反映し、今日の教育課題をしっかり受け止めて策定されている。
　今後とも、学校現場や保護者等を含む多くの町民の声が反映されるよう努力し、喫緊の課題長期的な視点に立った施策の両面を計画的に実施されたい。それを受けて、教育委員会会議において、活発な議論がなされることを期待する。

(4)町職員の任免を行うこと　(5)県費負担教職員の任免その他の人事について内申すること　について
　教育行政において、教育現場に適切な人材を過不足なく確保、配置することの重要性を的確に捉え、適切な人材確保・人事管理を遂行している。
　そして、学校事務、小中学校支援員、図書館補助司書、保育士、教諭等について、平成30年度は 160名を採用している。特に、学校現場からの要望もあり、平成30年度新たに、きめ細やかな個別指導、児童生徒の健康増進の保持のために、養護教員を小学校１名、中学校２名を町教育委員会で採用し、また、特別支援学級への補助員の増員、さらに教員の多忙化解消と教員の質の向上を図るため、教員事務補助員を町教育委員会独自に各学校１名ずつ配置している。町として最大限努力していることを高く評価できる。
　県費負担教職員についても 97件の内申が遅滞なく行われている。任免数確保の充実は最も重要であるが、確かな人材を確保できているかどうかの検証を併せて行いたい。今後も、きめ

細やかな教育の充実のために、事務局側の指導助言と現場の要望を聞きながら必要とされる人員の確保に努めていただきたい。

(7)学校教育及び社会教育に関する各種の委員等の任命及び委嘱をすること
について

町教育委員会として学校教育及び社会教育の推進役を担う各種委員の任命及び委嘱は、教育の充実のために不可欠であることを踏まえ、重要度を捉えている。平成30年度は、欠員なく102名の委員を委嘱できたことから、実現度の評価も適正であると判断できる。

さらに、教育委員会事務局と任命及び委嘱された者が、ともに高め合い満足できる役割を担っているかどうかを振り返ってみることが重要である。

また、委員会等が十分機能していくために、任命及び委嘱するメンバーの構成や人選が現状のままでよいかどうかを考えてみることも必要と思われる。今後も、委員等の任命及び委嘱を適切に行い、委員会等の体制を確実なものにしていただきたい。

(9)教科用図書の採択を行うこと　について

教科用図書採択の重要性を理解し、平成30年度は、中学校の道徳の教科用図書の採択が行われ、駿東沼津地区教科用図書採択連絡協議会と連携を密にし、対応したことは評価できる。令和元年度及び令和２年度は、教科書採択が続くことから、引き続き関係機関との連携を密に、適切な対応をしていただきたい。

(10)校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること　について

教職員に対する研修機会の確保は、教育の質及び教職員の資質向上という点で重要であり、保護者や地域住民に対する信頼につながる大切なことである。予算の確保も確実であり評価できる。また、教材研究なども含めた校内研修時間の確保のためにも教育現場の多忙化を解消することが必要になる。初任者研修５回、２年研修２回、10年研修２回、特別支援教育研修６回の研修が、それぞれ行われた。

(11)学齢児童及び生徒の就学すべき学区の区域を設定し、又はこれを変更することについて

平成30年度には、学校の区域変更は行わなかったが、自治会が新たにできた地区や活動が終了した地区の削除など、現状に合わせた改定をしたことは、評価できる。

■大項目３　教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

(1)「基礎を培う」幼稚園・保育園・認定こども園　について

発達年齢に応じた体験活動は、好奇心や探求心を養うとともに規範意識や生きる力の基礎を作る場として重要である。各園において積極的に実施できていることから評価できる。今後も従来の体験を継続するとともに新たに工夫した企画を取り入れてみることも試みていただきたい。

幼児期の読書活動は豊かな感性を養い、将来継続して本に親しむためにも必要不可欠なものであり、すべての園で充実した取り組みを行っていることは評価できる。

特別支援を必要とする子どもへの関わりでは、各園のきめ細やかな対応による努力の跡が

伺える。なお、今後一層努力をしていただき、一人ひとりに行き届いた手を差し伸べてほしい。

また、「小１プロブレム」問題に対して、「幼保こ」と小学校を円滑に接続するための連携の重要性を認識し、幼保こ間や小学校との交流事業が積極的に行われている点を大いに評価したい。ただ、「小１プロブレム」の原因を再検討することも必要と思われる。

そして、平成30年度には、教育要領等に定められた「幼児期の終わりまでに育ってほしい（10の姿）」に基づいて、町内幼保こ園共通したカリキュラム作成にとりかかるなど、積極的に取り組んでいることは評価できる。引き続き、充実した事業に取り組んでいただきたい。

(2)「多彩な資質や能力を引き出す」小学校、「主体性・豊かな創造力を伸ばす」中学校について

1，2年支援事業、少人数指導や一昨年度開設した通級指導教室などきめ細やかな教育の推進や教育環境の整備に努力していることが、学校評価による保護者の満足度90.9%に繋がっている。今後も適切なサポートを継続し一人でも多くの子どもが自立した社会生活を送れるようにしていただきたい。

魅力ある授業づくりの推進のための書道科授業、外国語活動、小学校理科支援員配置などの環境整備をしていることや、基礎・基本の定着を図るため児童生徒を中心とした主体的な授業を展開できるよう内容の工夫に努力していることは評価できる。

さらにグローバル化の進展に対応した教育の充実を図るため、平成30年度は、各学校１名ずつＡＬＴを配置した。そのことによって、より充実した魅力ある授業が行われるようになったことは評価できる。さらに魅力ある授業ができるよう努めていただきたい。

心の教育の推進では、人間関係の希薄化が危惧される中で相談件数を読み取ってもかなり充実している。子どもと毎日関わっている担任と相談員の連携を大切にし、さらに子どものために努力してほしい。

家庭・地域と学校の連携は学校を運営する上でますます重要になってきている。学校支援地域本部事業は町内全学校で取り組んでおり先進的である。本部事業の仕組みができているのでコミュニティスクールを進めてもらいたい。

(3) 学校給食　について

児童生徒が成長していく過程において、バランスの取れた栄養豊かな給食の提供は重要である。そのような中で、「長泉の日」による地場産品を多く使った給食提供、栄養教諭等による給食指導や栄養指導を積極的に行っている点、除去食提供、食材の放射能測定の実施など、大変努力しており評価できる。生涯に渡る健康を保つため、今後も家庭や児童・生徒に「食育」の重要性を知らしめる取り組みを継続してほしい。

また、平成27年度から実施されている調理・配送・配膳業務の民間委託では、昨年と同様に、民間事業者の持つ専門性や柔軟性を生かした運営が行われた。安全な給食の提供ができていたため、引き続き委託業務体制のチェックを行い、更なる安全性の向上と安定した提供に努めてもらいたい。

さらに、平成30年度には、各学校の配膳室に空調設備を整えるなど、安全な給食の提供に努めており、今後もさらに充実させていただきたい。

⑷すこやかな子育て支援　について

子育て支援に関して、保育士、幼稚園教諭等の適正な人員配置や要保護児童対策地域協議会によるきめ細やかな子どもへの支援が重要度、実現度ともに「A」であることを評価したい。子どもの数が減少している他市町と比べ、その数が増加している長泉町がきめ細やかな支援を大事にしていることは大変な努力である。

また、子育て家庭への経済支援策としての平成30年度よりこども医療費について、18歳までの助成を拡大し、負担軽減を図っている。医療費助成、第２子以降の負担軽減、町外の認可外保育施設利用者に対する助成など大変充実している。

そして、子育て支援の拠点施設であるこども交流センターの開設や長泉北小学校区への３つ目の放課後児童会整備により、地域の子育て力の向上、働きながら子育てをする家庭への支援などがより充実できている。今後、こども交流センターは運営を進める中で工夫を重ね、より魅力ある施設にしていただくとともに、引き続き努力いただきたい。

あらたに、待機児童解消に向けた取り組みとして、子育てコンシェルジュをこども交流センターに１名配置し、子育てに関する悩みや保育園等の情報提供を行うなど、子育て家庭への支援を実施していることは評価できる。

また、役場の組織についても「こども育成課」と「子育て支援戦略室」を再編し、「教育推進課」「こども未来課」の２課体制で、未来をつくる子どもの成長を手厚くバックアップするための体制づくりに努めていることは、住民の皆様にとって非常に安心できる取り組みである。

⑸社会教育　について

生涯学習の推進においては、講座数や受講者数が評価の視点であるが、一歩進んで受講者が、学んだことを地域に還元したり、地域の課題解決につながる講座が増えることを期待する。また、地域住民同士の繋がりや地域が活性化する地域活動事業の更なる推進を望む。

青少年の健全育成に関して、青少年補導員による積極的な補導の実施による非行防止対策の推進、また、ひまわり相談室による直接の相談や他機関との連携により、青少年個々に応じた適切な対応は評価できる。継続的に取り組んで、青少年にとってよりよい環境にしていただきたい。

子どもの基本的な生活習慣や倫理観・自立心を身につけるには家庭の教育力が基本である。家庭教育を支援する施策や家庭の教育力を高める取り組みなど難しい事案であるが、先進事例もあるので参考にされ、長泉町独自の工夫した取組を期待する。

男女共同参画に関しては、第２次男女共同参画プラン（後期計画）に基づき事業を推進する中で、先進事例等を研究しながら少しでも住民の意識が変わっていくよう、引き続き努力してもらいたい。

また、文化財の保護、保存については、体験講座の参加人数が増加していることから、文化財への関心を高められる可能性が十分ある。町の歴史や文化財を知ることと町づくりを考えることは関係が深いと思われる。新たな企画などにより入館者数、講座参加者数をさらに増やしてほしい。

社会教育施設の運営管理に関しては、団体の利用や自主事業の開催などにより、施設を有効に活用できている。より利用しやすい施設となるよう施設の適切な維持管理、参加者のニーズ

に応じた自主事業の展開を継続してもらいたい。

生涯学習活動の一翼を担う図書館の利用は拡大している。特に子どもの読書活動に力を注いでいることは、地域の拠点としてふさわしく評価できる。

最後に、大変な努力が見られるにもかかわらず実現度に「B」の項目がある。見直しの一つの方法としては評価のポイントを吟味してみることや、実現度の基準を見直すことも必要かと思う。それによって社会教育の基本方針、重点施策をさらに充実したものにする可能性もある。

⑹社会の変化に対応した教育行政　について

平成30年度は、町長と教育委員会との連携の重要性を鑑み総合教育会議を２回実施した。今後も引き続き開催に向けた調整を進めてもらいたい。また、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、引き続き、町長部局との連携を強化してもらいたい。

国・県の教育振興基本計画に則した事業の推進では、県と町とのつなぎが明確であり、各学校の目標がきちっと定まっている。

【参考】長泉町教育委員会組織（令和元年９月１日現在）

Ⅰ　教育委員

役　職　名	氏　　名	任　　期
教　　育　　長	石 井 宣 明	平成 29 年 11 月１日～令和２年 10 月 31 日
教育長職務代理者	尾 﨑 和 美	平成 27 年 10 月１日～令和元年　９月 30 日
委　　員	杉 村 和 義	平成 29 年 11 月２日～令和３年 11 月　１日
委　　員	南 條　　潤	平成 30 年 10 月１日～令和４年　９月 30 日
委　　員	山本 恵理子	平成 28 年 10 月１日～令和２年　９月 30 日

Ⅱ　教育委員会組織図

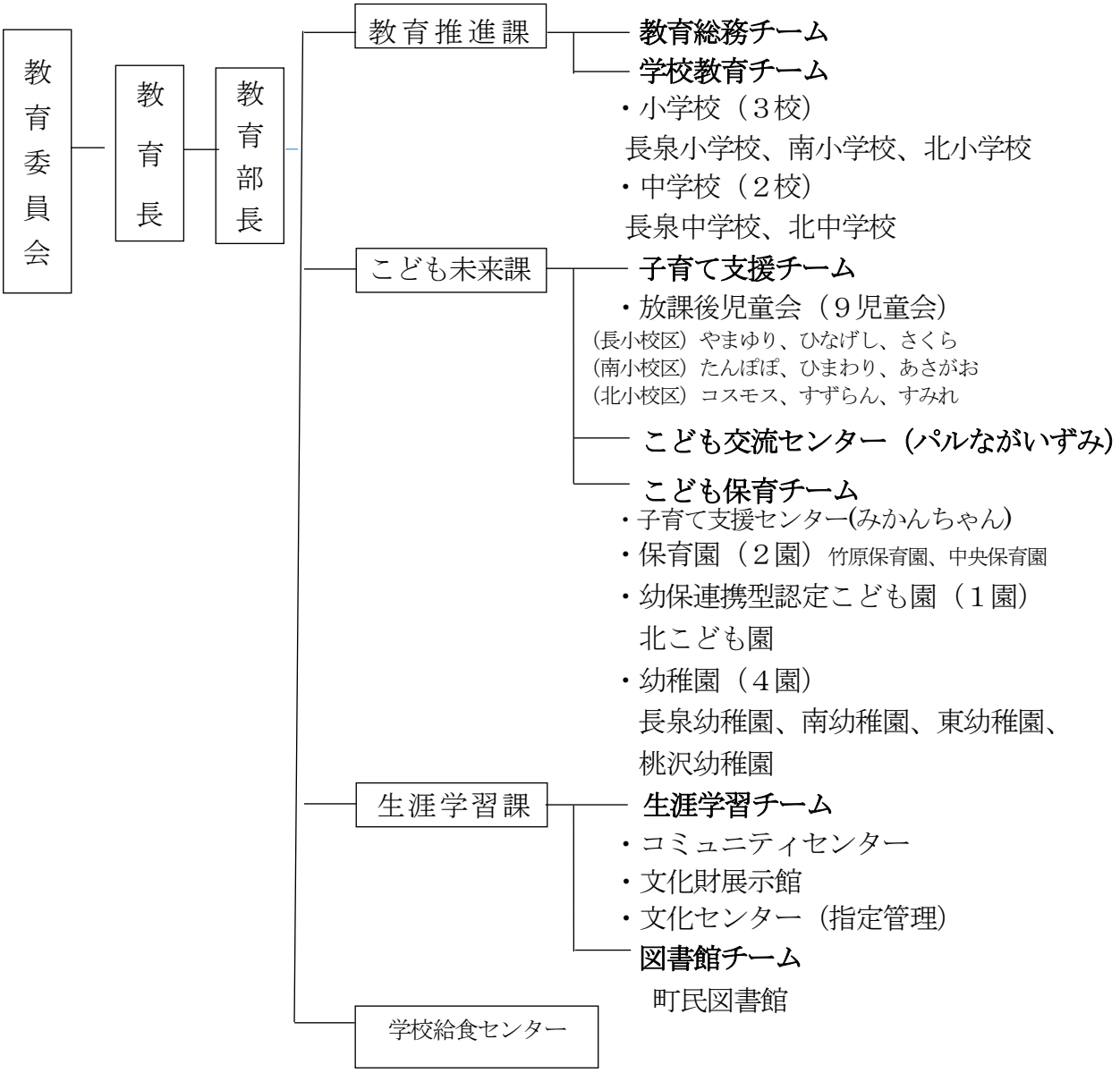

Ⅲ 教育委員会事務分掌

１　教育推進課

- 部門内の連絡調整に関すること。
- 教育委員会の会議に関すること。
- 総合教育会議及び教育大綱に関すること。
- 教育委員会の規則及び規程等の制定又は改廃に関すること。
- 公印の保管に関すること。
- 事務局及び学校その他の教育機関の町費負担教員の人事に関すること。
- 学校の設置及び廃止に関すること。
- 小中学校の教育財産及び施設管理に関すること。
- 教育統計に関すること。
- 学校運営の指導に関すること。
- 県費負担教職員の人事に関すること。
- 学校の組織編成、教育課程及び学習指導に関すること。
- 教科書その他教材の取扱いに関すること。
- 校長、教頭その他教育関係職員の研修に関すること。
- 児童及び生徒の保護、安全に関すること。
- 学校その他教育機関の環境衛生の指導に関すること。
- 児童及び生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。
- 学校の通学区域に関すること。
- 育英資金給付基金に関すること。

２　こども未来課

- 子育て支援に関すること。
- 認定こども園に関すること。
- 保育所に関すること。
- 幼稚園に関すること。
- こども医療費に関すること。
- 地域型保育に関すること。
- 児童手当に関すること。
- 母子家庭等に関すること。
- 認定こども園、保育所、幼稚園職員の人事に関すること。
- 認定こども園、保育所、幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- 幼稚園、保育所及びこども園の教育財産並びに施設の管理に関すること。
- 子育て支援センターに関すること。
- こども交流センターの管理及び運営に関すること。
- 放課後児童会に関すること。
- ファミリー・サポート・センターに関すること。

・　少子化対策に関すること。
・　未来人定住応援事業に関すること。

３　生涯学習課

・　社会教育事業の企画及び調整に関すること。
・　生涯学習事業の推進に関すること。
・　社会教育関係団体等の指導育成に関すること。
・　文化財に関すること。
・　文化行政及び余暇に関すること。
・　青少年健全育成の総合調整及び推進に関すること。
・　青少年相談に関すること。
・　男女共同参画社会の推進に関すること。
・　女性の地域活動の促進に関すること。
・　コミュニティセンターの管理及び運営に関すること。
・　町民図書館の管理及び運営に関すること。
・　町営駐車場の管理に関すること。
・　文化振興事業の企画及び実施に関すること。
・　文化センターの管理及び運営に関すること。
・　文化団体の指導育成に関すること。

４　学校給食センター

・　物資の購入に関すること。
・　施設、設備及び労務に関すること。
・　経費その他一般事務に関すること。
・　献立作成、調理指導、衛生管理、栄養の調査、研究に関すること。
・　調理に関すること。
・　輸送に関すること。